

令和7年度 第1回川崎市社会教育委員会多摩市民館専門部会摘録

日 時 令和7年6月5日(木) 午後2時～4時
場 所 多摩市民館4階 第1会議室
出席委員 高梨宏子部会長、山本和恵副部会長、伊藤千津子委員、三品勉委員、澤典子委員
事務局 坂尾康章館長、篠原和則課長補佐、星野弘明担当係長
傍聴者 1名

- 1 開会(星野係長)
- 2 部会長あいさつ
- 3 館長あいさつ
- 4 委嘱状交付
- 5 委員自己紹介
- 6 多摩市民館専門部会について
坂尾館長から令和8年度に予定されている指定管理者制度導入に向けたスケジュール等を説明
- 7 令和6年度第4回会議録について
資料3に基づき星野係長から説明し承認された。特に質疑はなし。
- 8 議題
 - (1) 多摩市民館における各種事業について
 - ア 施設の管理運営について
資料4に基づき星野係長から説明
 - イ 社会教育振興事業について
資料5に基づき篠原課長補佐から説明
 - (2) 調査・審議事項について
資料6に基づき、坂尾館長から昨年度の議論の経過や、調査審議事項とする「市民に行き届く広報」に関連して、多摩市民館で実施している主な広報の取組状況等について説明
(三品委員)
市民館の部屋を借りるのは、使用目的が営利目的でもよいのか。生活の糧とするために市民館が便利だから使用するという。使用の考え方はどうなっているか。
(星野係長)
市民館は社会教育施設であり、基本的に営利目的での利用はできないこととなっている。例えば講師の先生が自ら生徒を集めて有料の講座を開催するといったことはできない。サークル活動等で会費を徴収し、その会費で講師の先生をお呼びしサークルとして講座を開催するということはできることとしている。ま

た、民間企業でも自主的な勉強会や研修など営利目的でなければ御使用いただける。

(伊藤委員)

ふれあいネットのカード申請が誰でもできるようになった。3年前位までは団体としてメンバーを集めて申請していたが、今は市外の方を含め誰でも申請でき、空いてれば部屋を予約し、予定表にも団体名が記載されず何をしているのか分からないような利用もある。

(星野係長)

ふれあいネットはもともと団体としてカードを作成いただいていたが、3年ほど前に個人単位でのカードの発行に切り替わった。ただし、市民館が基本的に団体利用の施設であるという考え方は変わっておらず、そのように案内もしている。予約時にも団体での使用を前提として団体名を入力していただくこととなっているが、一定期間を経過しても部屋が空いている場合は個人利用として予約いただくこともできる形となっている。

(高梨部会長)

多摩市民館の利用案内にも、社会教育法第23条に該当する場合は利用できない旨、注意事項として記載されている。

(高梨部会長)

他に質問等無ければ、今期の調査・審議事項として先程事務局から説明があった、「市民に行き届く広報」について意見交換をしていきたいと思う。事務局の説明に対して、また、委員の皆さんが日頃の活動の中で広報に関して工夫していることなどあれば、御意見をいただきたい。

(山本副部会長)

新しい市民館だよりがとても良い。ぱっと見が全然違う。目が行くし見やすい。何をやっているかが分かりやすく楽しそうに見える。多摩区地域教育会議でも広報紙「ちえの輪」を発行しているが、広報担当者が頑張ってくれて見やすくきれいな広報紙を作成したところ、それを見て参加したいと言ってくれた方がいて、広報が大切であると感じたばかりだった。指定管理者が作成した高津市民館の新しい利用案内も楽しそうでワクワクする内容になっている。指定管理に変わることを不安に感じるという意見も出ていたが、今日具体的に見せていただいて、こういうことなんだと。新しいホームページやInstagramでも若い方を含め幅広い年代層に情報を行き届かせることができるし、すごくワクワクする形に変わっていつていくのかな、変わっていつてほしいなと感じた。

(高梨部会長)

高津市民館ではもともとInstagramを活用していたのか。

(坂尾館長)

もともとは活用していなかった。

(山本副部会長)

地域教育会議でも教育を語るつどい「語Room」というイベントで、参加者を募るためにSNSで発信したいという意見も出たが、多摩市民館としては今のところできないということがあったと思う。

(篠原課長補佐)

地域教育会議は市からの委託事業であり、共催のような形で市も関わっている。そのため、市のルール

にも則って実施していただかなければならないところもある。SNS で発信するためには、運用ルールをしっかりと定めた上で、市の所管部署に申請する必要がある。また、受発信の対応が早急に必要となる場合もあり、その体制をどうするのか、そういった準備が市のルールとして必要となる。炎上した場合の対策を含め、地域教育会議として対応していただく必要があるので、皆さんでしっかり検討していただいた方がよいというお話をさせていただいた。

良くしていくためには、それに伴い生じるリスクにも対応していく必要がある。中原市民館や高津市民館ではInstagramを開設したが、それらは指定管理者が一定の責任を負う形で運用しているものである。

(伊藤委員)

たま学習サークル連絡会、たま学びのフェアについてだが、活動を活発にしようと取り組んでいるが、中々広がっていかない。学びのフェアに参加いただいても1回のみ参加となってしまう団体もある。市民自主学級・市民自主企画事業や課題別連携事業の関連団体と一緒にやっていくことはできないだろうか。市民自主学級・市民自主企画事業の実施期間が終了した後も、たま学びのフェアがあるので参加いただくということできないものか。たま学びのフェアのホームページも以前より画期的に変えたが、参加には中々つながらない。実行委員会でもSNSで発信してほしいという意見も出たが、それを管理する人がいない。片手間ではできない。チラシにしてもつるつるした紙に変えたいと思っているがお金がない。市民館内に配架しているが持って帰ってくれる人も中々いない。たま学習サークル連絡会も30団体あるが、会費を払っていても交流会で一度もお会いしない団体もあり、息吹が感じられない。そこを活性化させることが先決だと思う。ホームページのリニューアルもよいが、顔を合わせて心意気がつながっていくことが大切という思いがある。

(篠原課長補佐)

たま学びのフェアは、多摩市民館としては課題別連携事業として一緒に盛り上げていこうと毎年取り組んでいる。市民と行政の協働・ネットワーク学習事業の一つという位置付けであり、多摩市民館としても支援をさせていただいている。広報については、市政だよりや市民館だより、区ホームページへの掲載、チラシの配架等をしており、市が実施する事業と同様、できるだけことはしているが中々広がっていかないことはこちらとしてももどかしく感じている。中原市民館、高津市民館では指定管理者がSNSでの発信をしているが、多摩市民館は現在事業者の募集を行っているところであり、今後のことは現段階では申し上げられない。

(三品委員)

指定管理者制度の導入に関して、導入の目的は市民からの多様なニーズへの確かつ柔軟に対応するためとあるが、これまでも申し上げているとおり、市としてこういう方針があるからこういう事業をやらなくてはならないということもあるので、ニーズへの対応との両面で実施していただかなければならない。そのため、事業の採用に当たっては市が入らなければならないということも言ってきた。事業を決めるのも指定管理者ということだが、外部の事業者は市の方針などは分からないのではないかと。これまでも意見として言ってきたが資料には反映されていないので心配している。市民自主学級・市民自主企画事業は我々委員も提案会・審査会に参加して検討したもののだが、これらの事業も全て指定管理者にお願いして、指定管理

者が事業を選定いくこととなるのか。市も選定に加わらないと、市の方針等は考慮されず市民のニーズのみで事業が選定されていくこととなってしまうのか。

(篠原課長補佐)

指定管理者に実施してもらいたいことは市としてお示した上で、申込みをいただいている。本日お配りしている参考資料の中に、川崎市多摩市民館指定管理業務仕様書があるが、これが市としてお示しをしたものであり、指定管理者の判断で何でもできるということではない。指定管理者には、5年間の業務開始前、また、各年度の業務開始前に事業計画書の提出を求めており、市の承認を得られなければ事業をスタートできないこととなっている。こうした市のチェックを経て指定管理者には事業を行っていただくこととなる。更に、各年度終了後には事業報告書を提出してもらい、その内容も市がチェックしていくこととなる。チェックした事業報告書等は市の内部だけでなく、外部委員にも確認していただくこととしており何重にもチェックしていく体制となっている。

(高梨部会長)

高津市民館ではどのようにしてきたのかをお話しいただくとイメージしやすい。

(坂尾館長)

先程の説明のとおり、指定管理者に何を実施していただくかは仕様書で明示しており、仕様書には、市の方針である川崎市総合計画をはじめとする各種方針・計画の具現化に留意いただくこと、事業等は要綱等に沿って行っていただくことを求めているので、全くのフリーハンドで実施していただくわけではない。基本的には市が行っていたこれまでの事業を行っていただくが、その中で民間企業としてのこれまでの経験やノウハウを生かしながら、多くの人を取り込んでいけるようにしていただきたいと考えている。

(篠原課長補佐)

なお、市民自主学級・市民自主企画事業の選定にあたっては、引き続きこの専門部会で御審議をいただく。今年度も2月頃を予定しているが、本専門部会において事業を選定いただき、その事業については来年度指定管理業務として指定管理者に実施いただくこととなる。

(三品委員)

そうすると最終的にどのような事業を行うかは指定管理者が市と協議して決めていくということか。

(坂尾館長)

そのとおりである。

(篠原課長補佐)

指定管理者が計画したものを市が承認するという形である。

(三品委員)

例えば、こういう事業が計画に入っていないということがあれば、入れてくださいと言っていくということか。

(篠原課長補佐)

そのような指摘をする機会があるということである。

(三品委員)

実質的な事務や業務は指定管理者が行うが、計画の最終的な決定は市も関わっていくということか。理

解した。

(高梨部会長)

以前の部会で、PTA関連の事業や活動支援は引き続き、市が実施していくとの話があったが、市が実施するものと指定管理者が実施するものの仕分けはこれからなのか。

(坂尾館長)

これまで市が直営で実施してきた業務の全てが指定管理業務に移行するわけではなく、市が引き続き実施する業務もある。PTAや地域教育会議など社会教育関連団体の活動支援などはこれまでどおり市が実施していく。

(高梨部会長)

この専門部会は、指定管理制度移行後も引き続き開催されるのか。

(坂尾館長)

本専門部会は、引き続き市が主催する形で開催していく。市民館の事業を実施していくのが指定管理者となるため、指定管理者にも同席いただく形となる。

(高梨部会長)

これから橋渡しのタイミングとなるが、指定管理制度への移行をしていくからこそ、広報をどのようにしていくか、直営でやってきたときの課題というものをメッセージとして指定管理者に伝えていかなくてはならないと思う。

中原市民館・高津市民館のように指定管理に移行して広報ががらっと変わるということもあるかもしれないが、先程伊藤委員のお話にもあったように広報をしているが中々広がっていかない現状は色々な団体が抱えている課題だと思う。そうした現状があることを伝えていくことはとても大事である。

また、市民館について知ってもらうということと、開催する講座について知ってもらうということでは、広報の方向性が全然違うので、分けて考えていく必要があると思う。

「TAMA PUBLIC」のように講座によっては申込が定員一杯になるものもある。誰に何をどのように届けるのか、一つの講座の事例を分析してみるだけでも見えてくるものもあるのではないか。その他の講座でも皆さんが何を見て参加したのかという点には関心がある。これから調査をするのであれば講座の参加者に聞いてみるのもよいと思う。

(伊藤委員)

多摩市民館利用案内は市民館の広報としても素晴らしいが、やはり市民館を知らない人が多い。指定管理に移行すると、たま学びのフェアがどうなっていくのか不安もあるが、頑張って広げていきたい。

(篠原課長補佐)

本日いただいた御意見を踏まえ、次回の会議では指定管理制度導入に伴い、何がどのようになっていくのか理解が深まるよう、もう少し具体的にお示ししていくことを事務局としても検討してみたい。

(澤委員)

取組が中々広がっていかないという御意見があったが、中学校でも今はペーパーレスが進み手紙がインターネットを通じて送られてくるが、開封されないということが問題になっている。以前は紙で配られて子どものカバンを開けて確認されていた情報が、今は親に直接届いる状態でも見られない。インターネッ

ト自体自分が気になったものしか見ないという状況なので、情報を行き届かせ市民館につなげるネットワークというものを考えていかなければならない。インターネットに載せたから、SNS に載せたから広がるのではなく、この講座の情報をこの年代の人に届けたいから紙媒体を使う、この年代だからインターネット中心にするとか、広報についてはターゲットに応じて考えていった方がよいと思う。

(高梨部会長)

本日の御意見を事務局で検討いただき、引き続き次回以降協議していければと思う。

9 その他

星野係長から、今年度の専門部会の開催時期を資料7に基づき説明。次回の第2回専門部会の開催日程は、後日調整することとなった。

10 閉会 (山本副部会長)